

八郷地区における石岡市指定ごみ袋使用義務化について

1. これまでの経過及び今後の予定

石岡市と八郷町が合併した際に、ごみ処理区域が違ふことで市指定ごみ袋の使用については石岡地区は義務とし、八郷地区の使用は任意としていました。

平成33年度からごみ処理場が現在の霞台厚生施設組合に1本化され区域も統一されることから、八郷地区においても義務化を検討しておりました。

今後は、平成32年度から八郷地区においても指定ごみ袋の使用の推進を図り平成33年度当初には定着を目指したいと考えております。

2. 義務化の理由

- ①ごみ処理場の統合に伴い、石岡地区との差別化ができなくなるため。
⇒石岡地区住民に対する説明義務が果たせない。
- ②指定ごみ袋を利用することで、住民のごみ捨ての意識が向上し、ごみの減量化及び資源化に寄与すると考えられる。
- ③霞台厚生施設組合においても、ごみ処理広域化構成市町に指定ごみ袋の使用を推奨している。
- ④土浦市のごみ処理有料化（ごみ袋10枚500円）の影響で、かすみがうら市及び石岡市八郷地区の集積所における不法投棄の懸念があるため、指定ごみ袋を使用することで安易に廃棄されない対応策となる。

※石岡市ではごみ処理有料化は現在検討していません。

3. 近隣市町村の指定ごみ袋

①小美玉市	可燃ごみ専用	200円/10枚(45ℓ)
②茨城町	可燃ごみ専用	200円/10枚(45ℓ)
③土浦市(新治地区含む)	可燃ごみ専用	500円/10枚(45ℓ)
	不燃ごみ専用	300円/10枚(30ℓ)